

〇互いに認め合う社会を目指して

4月1日に改正障害者差別解消法が施行。事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。障害のある人と事業者などが建設的に話し合っって対応策を検討してください。

12月3日(火)から9日(月)は障害者週間。障害のある人もない人も、互いに認め合い、共に生きる社会を目指します。また、虐待は障害者の尊厳を脅かし、自立や社会参加を妨げます。養護者や福祉施設の職員、利用者による暴力や暴言などの行為に気付いたら、市障害者虐待防止センター(☎027・220・5722)に通報、相談してください。

●関連資料と福祉施設の製品展示  
時 11月26日(火)～12月3日(火) (12月3日(火)は13時まで)  
場 市役所1階市民ロビー  
問 障害福祉課  
☎027・220・5714

〇農振計画変更案を縦覧

農業振興地域整備計画を変更。4月に受け付けた農振除外の個別申請に伴う計画の変更案を縦覧します。

〇児童虐待に気付いたら連絡を

11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン月間。身体的・性的・心理的に傷ついたり、養育放棄したりする児童虐待は重大な人権侵害です。11月1日(金)から14日(木)まで、日本トーターグリーンドーム前橋をこどもたちの明るい未来を示す色である、オレンジ色にライトアップします。虐待を受けていると思われるこどもがいたら、次の相談先や地域の民生委員・児童委員などへ迷わず連絡してください。匿名での連絡も可能です。秘密は厳守します。  
相談先 保健センター内こども支援課 ☎02



図柄入り前橋ナンバー取得して自転車交通安全を共に支えよう

図柄入り前橋ナンバープレートの申し込みを受け付け中です。交付料金に加え、1,000円以上の寄付でフルカラー版を交付。寄付金は、自転車交通安全教室の開催に活用しています。

図 政策推進課  
☎027-898-6641



詳しくは問い合わせるか本市ホームページをご覧ください。



時(縦覧・意見書の提出) 11月下旬～12月下旬(異議申し出) 12月下旬  
来年1月中旬(土日曜・年末年始を除く)  
場 市役所農政課  
問 同課  
☎027・898・6702

〇事業承継にミライマッチングを

県と本市では後継者不在による廃業などを防ぐため、中小企業の事業承継を支援。県特設ホームページ「ミライマッチング」に事業の歴史や経営者の思い、後継ぎに託したいこと、募集条件などを掲載し、後継者を全国から募集します。後継者がいなくて廃業を考えている人や事業を未来に引き継ぎたい人は同ホームページを



7・220・5702、児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

〇犯罪被害者等支援活動に理解を

11月25日(月)から12月1日(日)までは犯罪被害者週間です。警察や市では、犯罪被害者やその家族などへの支援活動を民間団体と連携して実施しています。



市では、これらの活動に関するパネル展示を実施。会場には、読み終えた本などの寄贈を受け付け、その売却代金を寄付として支援活動に役立てる「ホンデリングプロジェクト」の回収ボックスを設置します。

時 11月12日(火)・13日(水)、9時～16時  
場 市役所1階市民ロビー  
対 ISBN番号がある平成23年以降に発行された本、CD、DVDなどに共生社会推進課  
☎027・898・6517

〇私の人生ノートの活用を

11月30日は人生会議の日。人生会議とは、もしものときのために望む医療やケアを考え、繰り返し話し合い、共有する取り組みです。そのツールとして前橋市医師会が中心となり「私の人生ノート」を作成。人生の

消費者の豆知識



定期購入になっていませんか

質問＝スマホで「初回980円・回数の縛りなし」との広告を見て、1回だけのつもりで美容クリームを購入しました。1カ月後、同じ商品が3個届き定期購入だと判明。業者に解約と返品を申し入れたら、初回代金と通常価格との差額1万円を請求されました。回答＝通信販売では解約返品については原則、規約によります。質問のような定期購入のトラブルを避けるために、申し込み前に利用規約を見て、契約内容や解約方法を確認しましょう。また、最終確認画面には「定期購入」「継続期間や購入回数」「支払総額」「解約時の連絡手段」「返品特約」「解約条件」「お届け予定日」が書かれています。よく読んで確認し、画面を保存しておきましょう。

問 消費生活センター  
☎027-898-1755

●計量関連のパネル展示

活用、相談してください。  
問 県地域企業支援課  
☎027・226・3339  
市産業政策課  
☎027・898・6983

〇11月は計量強調月間

質量計や電気・ガス・水道メーター、体温計、血圧計、ガソリンメーターなどの計量器は正しく使われていることが重要です。身の回りの計量器に目を向けてみてください。



●最低賃金が985円に改正  
県内で働く労働者とその使用者に適用される最低賃金が時間額935円から985円に改正されました。詳しくは問い合わせください。  
問 群馬労働局  
☎027・896・4737



最終段階を悔いなく自分らしく過ごすため活用してください。

配布場所 市役所長寿包括ケア課、地域包括支援センター、おうちで療養相談センターまえばし(若神町二丁目)  
問 長寿包括ケア課  
☎027・898・6276  
おうちで療養相談センターまえばし  
☎027・233・2264

〇大切な人と財産を守るために

自筆証書遺言書保管制度や相続登記の申請義務化に関する説明会を開催します。  
時 11月8日(金)・12月11日(火)・来年1月21日(火)・2月19日(水)、10時～11時  
場 前橋地方法務局(大手町二丁目) 申 同局  
☎027・221・4466へ



〇市有地を売り払います

市有地を一般競争入札で売り払います。入札地は六供町二丁目53・24ほか。参加には事前申し込みが必要

〇宝くじ助成金で資機材を整備  
自治総合センターでは、宝くじの収益で「ミニユニティ助成事業」を実施。これを活用し本市の自主防災会1団体が、自主防災活動に必要な資機材を整備しました。  
問 防災危機管理課  
☎027・898・5935

〇歳末たすけあい募金に協力を

地域歳末たすけあい募金運動を実施。寄せられた募金は、地域でこどもを支援する団体などの年末年始の行事や地域福祉活動で活用します。協力をお願いします。  
問 市共同募金委員会  
☎027・237・1142